

はかりの定期検査

取引や証明に使用される使用中の「はかり」は2年に一度、定期検査の受検が義務付けられています。東京都の検査代行機関の検査員が対象の店舗に直接訪問します。

■訪問時期 7月6日(木)～20日(木) ※土曜・日曜日を除く

■経済課消費生活係 ☎042-387-9833

食品の放射能を測定

■毎週金曜日(1日1検体) 所上之原会館

■内セシウム134とセシウム137の合計数値(ベクレル)

■市内在住・在勤・在学の方(営利目的は除く)

■測定者市放射能測定器運営連絡協議会

■測定結果申込者に市から直接通知します

■電話で経済課へ予約し、後日、指定日に食品約200cc(細かく砕いた状態)を直接持参してください

■経済課消費生活係 ☎042-387-9833

貴重な歴史資料の収集

市では、小金井由来で歴史的価値のある貴重な文書や写真・陶磁器等を集めています。心当たりのある方はご家庭で廃棄する前に、ご相談ください。

■生涯学習課文化財係 ☎042-387-9879



小金井桜関係



学校・地域の写真

【実際に提供いただいた資料の例】

光化学スモッグにご注意を



夏は光化学スモッグが発生しやすい時期です。特に朝から日差(ひざ)しが強い、気温が高い、風が弱いなどの気象条件が重なった場合に発生しやすくなります。

もやがかかったような視界だったり、遠くを見たときに建物がかすんで見える場合があります。

【発生のお知らせ】

注意報(警報)が発令されたときは、小・中学校、公民館などの市の施設や駅などに連絡し、各施設で「注意報(警報)発令中」の黄色い表示板を掲げてお知らせします。

【注意報(警報)が出されたら】

できるだけ外出を避け、屋外での運動は控えてください。

【被害にあったとき】

目がチカチカしたり、のどが痛くなったら、すぐに洗眼やうがいをしてください。

それでも良くなるときや気持ちの悪いときは、屋内や木陰などの涼しいところで安静にすることが大切です。

症状の重いときは医師の診察を受け、環境政策課までご連絡ください。

【発生を抑えるために】

光化学スモッグは、塗料や薬品などから発生するVOC(揮発性有機化合物)や自動車の排気ガス等による大気の汚染が原因であると言われています。

光化学スモッグ発生を抑えるために、VOCを排出する工場や事業所は塗料や薬品の適正な使用・保管・貯蔵管理をしてください。市民の皆さんもできるだけ自動車の使用は控え、自転車・バス・電車を利用しましょう。また、やむをえず自動車を使用する方は、可能な限りアイドリングストップにご協力ください。

—◇共通◇—

■環境政策課環境係 ☎042-387-9817

郵送請求・電話窓口制度・広域交付住民票のご案内

日中、市役所に来られない方や、マイナンバーカードによるコンビニ交付を利用できない方は、その他の請求方法により、証明書等が交付請求できます。なお、代理人が請求する場合は本人直筆の委任状が必要です。また、対象者と請求者の関係が第三者の場合は、交付できない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

■受付時間 月曜～金曜日 午前8時30分～午後4時

■手数料 一通300円(母子手帳は無料)

■広域交付住民票 本人が住民登録地以外の市役所で発行する住民票です。勤務先や外出先で住民票が必要になった場合にご利用ください。ただし、本籍地と筆頭者は記載できません。また、休日窓口や電話窓口制度での交付はできません。

■必要書類 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(顔写真付き住民票カードを含む。暗証番号の入力が必要ですが、その他官公署が発行した免許証、許可証もしくは資格証明書等)

■手数料 一通300円

■共通 市民課市民係 ☎042-387-9804

■電話窓口制度 電話で申請し、指定した取扱窓口で住民票の写し・除かれた住民票の写し・印鑑登録証明書、母子手帳、戸籍の附票・除籍の附票を受け取ることができます。

固定資産税の減額制度

【耐震改修工事に伴う減額】

一定の要件を満たす耐震改修工事を行った既存住宅の翌年度分(通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、改修後2年度分)の固定資産税(家屋分)を申告により、2分の1(長期優良住宅は3分の2)減額します。

【省エネ改修工事に伴う減額】

一定の要件を満たす省エネ改修工事(熱損失防止改修工事)をした住宅の翌年度分の固定資産税(家屋分)を申告により、3分の1(長期優良住宅は3分の2)減額します。

【省エネ改修工事に伴う減額】

一定の要件を満たす省エネ改修工事(熱損失防止改修工事)をした住宅の翌年度分の固定資産税(家屋分)を申告により、3分の1(長期優良住宅は3分の2)減額します。

【長期優良住宅建築に伴う減額】

一定の要件を満たす長期優良住宅認定を受けた新築住宅について、申告により5年度分(建築確認申請書

で3階建て以上の中高層耐火、準耐火住宅と確認できるものは7年度分)の固定資産税(家屋分)を減額します。

■申告期限 新築した年の翌年の1月31日まで

■申告書配布場所等 資産税課(市役所第二庁舎3階)、市ホームページ

■注意事項 新築軽減など他の減額措置と同時に適用はできません(バリアフリー改修工事と省エネ改修工事は、同時に適用できません)

■その他の住宅改修支援する制度

▽木造住宅耐震改修等助成金

▽重度の下肢・体幹機能障がい等がある方への住宅設備改善支援

▽自立支援のための住宅改修

▽介護福祉課高齢福祉係

▽介護保険制度の住宅改修

▽介護福祉課介護保険係

☎042-387-9822